

軽自動車税種別割のご案内

問 税務課(☎62-1205)

軽自動車税種別割は、4月1日に軽自動車などを所有している人に対して課税されます。軽自動車などを譲渡・スクラップ・盗難などにより所有しなくなった場合でも、4月1日までに所定の手続きを終えていないと課税されますので、必要な手続きは確実に行ってください。令和3年度の税額は以下のとおりです。

※納税通知書の発送は5月上旬を予定しています。

※**3月は窓口が大変混雑します。**廃車などの手続きが遅れますと課税されますので、早めに手続きを済ませてください。

※軽自動車税種別割は月割で計算しませんので、4月1日を過ぎてから廃車や名義変更の手続きをしても、税の払い戻しはありません。

※小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)は、公道を走行しなくても軽自動車税種別割の対象になりますので、新規で購入した場合は登録、買換えした場合は車両変更の手続きが必要です。

手続場所

車種区分	届出先
原動機付自転車(125cc以下のもの) 小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)	市役所税務課(☎62-1205)
三・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所 豊田市若林西町西葉山48-2(☎050-3816-1772)
二輪のオートバイ(125ccを超えるもの)	愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46(☎050-5540-2047)



原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車の税額

車種区分		年税額	車種区分		年税額
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	50ccを超え90cc以下のもの			その他のもの(フォークリフトなど)	5,900円
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
	50cc以下で三輪以上のもの(ミニカー)	3,700円	二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

三・四輪の軽自動車の税額

三・四輪の軽自動車は、新車登録年月によって異なる税額が適用されます。新車登録年月は、**自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」**の欄を確認してください。

●平成27年3月までに新車登録された軽自動車

新車登録後13年が経過した車両(電気自動車などを除く)は重課税額が適用され、それ以外の車両は標準税額が適用されます。

※令和3年度は、平成20年3月までに新車登録された車両に重課税額が適用されます。

車種区分			標準税額	重課税額
四輪の 軽自動車	乗用	自家用	7,200円	12,900円
		営業用	5,500円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	6,000円
		営業用	3,000円	4,500円
三輪の軽自動車			3,100円	4,600円

●平成27年4月以降に新車登録された軽自動車

令和2年度中に新車登録され、各燃費基準を達成した車両は、グリーン化特例(軽課)により**令和3年度に限り**、軽課税額が適用されます。それ以外の車両については、標準税額が適用されます。

車種区分			標準税額	軽課税額①	軽課税額②
四輪の 軽自動車	乗用	自家用	10,800円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,900円	2,900円
三輪の軽自動車			3,900円	2,000円	3,000円

軽課税額①対象車：乗用…令和2年度燃費基準30%向上達成車 貨物…平成27年度燃費基準35%向上達成車

軽課税額②対象車：乗用…令和2年度燃費基準10%向上達成車 貨物…平成27年度燃費基準15%向上達成車

※燃費基準の達成状況は、**車検証の備考欄**に記載されています。

※グリーン化特例(軽課)による軽課税額は、新車登録した年度の翌年度に限り適用され、それ以降は標準税額が適用されます。